

番号	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
1	4/20	・東海村の科学立村 外2件	<p>【提案1】 東海村は、日本で最初に原子の洗礼を受けたことをプラスに受け止め次のことを提案します。 ①他の小中高の科学発表会を当村で歓迎実施してもらい、環境をつくる。 ②原子力関係展示場を原研、村となって冗要を充実させる。 ③工科大学を積極的に誘致</p> <p>【提案2】 村松虚空蔵尊の祭事を尊重協力し、村の活性化につなげる 元旦や十三詣りには混雑して参拝ができない。東海駅などからシャトルバス利用で、神社周辺への車の乗り入れを禁じ、参拝者の便をはかる。ビジターの増加によって、農産物や神社関連のグッズの販売増。</p> <p>【提案3】 外国人との交流は村の特別な人と特別な時にしか行われていないような気がする。一般人とスポーツでもやらせて欲しい。</p>	<p>【提案1】東海村の科学立村について ①学校における科学発表会について 本村においては、科学技術の集積地であるという特色を生かし、理科教育に力を入れております。平成28年度は、児童生徒が、科学に対する興味・関心を高められるよう、以下のような取組を考えております。 ・子ども科学クラブ 教育委員会では、年10回、原研OBテクニカルアドバイザーなどの地域人材を生かし、小学生を対象に観察・実験の場を提供することで、児童の科学（自然現象）に対する興味、関心を高めることができるよう努めています。今年度は、室内活動だけでなく、野外観察を考えています。 ・ノーベル物理学賞受賞者 梶田 隆章 氏による講演会の開催 7月にノーベル物理学賞受賞者 梶田 隆章 氏による講演会の開催を予定しています。梶田氏の講演を聞くだけでなく、事前学習会を行ったり、当日は、中学生による質問会を行ったりする予定です。東海村にある研究施設等との連携をはかることで、児童生徒の物理学に対する興味・関心だけでなく、地域にある研究施設等への興味、関心を高めたいと考えています。 ・科学研究作品展の参加支援 茨城県科学研究作品展に積極的に参加できるよう、村の教職員（理科の免許を有する教員）が児童の研究の支援（相談）にあたる予定です。優秀な作品については、中央地区科学研究作品展、茨城県科学研究作品展に出品します。県展については、高校の作品も展示されます。作品展開催案内については、各小・中学校より各家庭に配布されます。また、村の文化祭においても科学研究の作品展示を行っています。 ・サイエンスショー「驚きと発見！サイエンス大実験」の開催 中学校（2校）において、サイエンスショーを開催しています。中学1年生を対象に各校の体育館に4つの実験ブースを設け、生徒が4種類の実験を体験することで科学を身近に感じることができるようになっています。</p> <p>以上のように本村においては、役場内の各課が協力しながら、村内の児童生徒の科学に対する興味、関心を高めるための取組を行っています。</p> <p>【提案1】 ②原子力関係の展示場について ③工科大学の誘致について 【提案2】村松虚空蔵尊に係る村の活性化について 【提案3】外国人との交流について このたびは貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。今後のまちづくりを考えていく上で参考にさせていただきます。今後とも本村のまちづくりの推進にご理解・ご協力いただけますようお願い申し上げます。</p>	学校教育課 まちづくり推進課
2	4/27	公園について	<p>村外から転入しました。 村内の新しく大きな公園の場所はわかるのですが、それ以外の把握ができません。 村のサイト内に住所が記載されていますが、グーグル等で地図を検索しても情報が出てきませんし、土地勘も無いので大体の場所もわかりません。 お手数ですが、住所に地図も添付、もしくはグーグルマップに情報の登録をして頂けると大変助かります。</p>	ご提案を参考にさせていただきます。	都市整備課

番号	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
3	5/13	踏切に設置された支柱の件	<p>昨日、押辺踏切にオレンジ色の支柱が何本か建てられました。自転車の暴走を防ぐため、安全を図るために設置されたのかと思います。</p> <p>しかし、設置されたからと言って中学生たちがより安全に走行するようになったとは思えません。今朝も、観察していたら支柱の間に車輪が挟まりなかなか動けない子も見受けられました。</p> <p>また、当家は踏切の目の前にあり支柱が設置されたことにより車庫からの出し入れに影響が出ております。今までのように、出し入れできなくなりました。支柱を2～3本減らしてもらっただけでこの点は解消すると思います。</p> <p>事前に工事による影響がでることはきっと想定していないから、当家に対する説明もなかったのだとは思いますがお役所仕事と言われても仕方ないと思います。</p> <p>この場所に支柱を立てることになった経緯なり、設置することによる影響評価など事前に説明が欲しかったです。</p>	<p>【担当課対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成28年5月20日、現地にて説明 ●平成28年5月21日、対応状況を報告 <p>自宅訪問。ポストコーン撤去を報告し提案者から了解が得られたため、対応を終了。</p> <p>この押辺街道踏切は、特に東海駅を利用する方や東海南中学校の生徒が通学路として利用している状況であります。踏切から村道2505号線へ出る際に、自転車が大きく車道に入ってしまうことから、安全対策としてポストコーンを設置したところでございます。</p> <p>しかし、ポストコーンを設置したことにより今までより村道へ出づらくなったことから、通学時間帯に踏切内で自転車が滞留してしまう問題が生じてしまいました。</p> <p>このことから、関係機関と協議しポストコーンを撤去することとしましたが（5月21日）、村道を安心して利用してもらうためにも、安全対策を関係機関や地域の方々と協議してまいりますので、よろしくお願い致します。</p>	都市整備課
4	6/6	舟石川近隣公園について	<p>公園内のルールが書いてある看板に実際に書いてあるものです。</p> <p>『・公園内は自転車、バイク、キックボード、スケボー、ローラースケートの乗り入れ禁止 ・保護者が付き添うなどにより、安全な速度かつ周囲の安全に配慮できる場合は例外です。』</p> <p>6/4（土）に舟石川近隣公園に行きました。</p> <p>公園内を一周しているコンクリートの道で小学1年の子供が自転車に乗っていたところ、ある方に止められました。</p> <p>話を聞くと、公園内は自転車乗り入れ禁止だと言われました。（芝生には入っていません。）看板を見せて例外の説明をしましたが、「東海村役場に例外をなくすよう文書を出す。」と話していました。</p> <p>自転車事故は増えていきますし、その方の言い分もわかります。子供たちの自転車走行が時に危険な場合もあると思います。しかし、子供が安全に自転車に乗れる場所が少ない中、この公園は安心して練習できる場所だけにとても残念です。</p> <p>看板の内容は、歩く人、自転車の練習をする人、それぞれの解釈次第で受け取り方が変わってしまうように思います。</p> <p>利用者が不快な思いをせず、楽しく安全に利用できるよう、看板の内容を今一度ご検討いただければと思います。</p>	<p>公園は、小さなお子さんから高齢の方まで、誰もが安全に遊び、憩える場所として整備・管理をしております。特に近年は健康や運動に対する意識が高まり、公園をウォーキングやジョギングを安全にできる場所として利用される方が増えております。</p> <p>また、お子さんにとっても伸び伸びと自由に動き回ることができる場所です。特に舟石川近隣公園は他の公園と比べて遊具数が多いことから、親子連れでお越しになる方も多いようでございます。</p> <p>公園内を自転車等の乗り入れ禁止としている理由は、上記のように公園の利用者が各々自由に動き回ることが想定されていることから、自転車等を乗り回すことによる接触事故の危険を回避することにあります。</p> <p>しかしながら、主に集合住宅にお住まいの方から「子どもが自転車の練習をする場所が公園以外にない」というご意見も寄せられておりましたので、舟石川近隣公園の掲示に「保護者が付き添うなどにより、安全な速度かつ周囲の安全に配慮できる場合は例外」として、自転車等の乗り入れを認めておりました。</p> <p>この「安全な速度かつ周囲の安全に配慮できる」とは、常に周囲に気を配り、接触の危険を素早く判断し、止まる判断をしたらすぐに乗り物を止めることができる（それだけゆっくりな速度である）ことを意図しておりました。小さなお子さんの自転車練習ですと、お子さんは乗り物に乗ることに夢中になってしまい、周囲の安全に気を配ることは簡単にはできないと思います。よって、「保護者が付き添う」ことで、周囲の安全に気を配っていただき、他の利用者との接触事故が起きないようにお願いしております。なお「付き添う」とは、常に乗り物のそばについている状態を念頭に置いておりました。</p> <p>上記の掲示により、他の利用者の安全を守りつつ、お子さんの自転車練習等での公園利用のニーズにもお応えできるものと考えておりましたが、今回のご意見により掲示内容を再度見直してまいります。ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。</p>	都市整備課
5	6/13	側溝の蓋について	<p>昨年9月にコンクリート製側溝蓋のガタつきを対策して頂きましたが経年劣化によるものかガタつきによる騒音が酷くなってきました。また付近に3～4個くらい鉄製の蓋があり歪みのせいか車両が通る度に全ての鉄蓋がカンカン鳴り響きがなりうるさいです。交通量が多い路線なので対策の検討をお願い致します。</p>	<p>ご指摘の村道3216号線については、幅員が7.0mあり、雨水処理のため側溝が道路中央に13m布設されております。</p> <p>6月17日に現地で立会いを行ったところ、道路中央に布設してある側溝蓋13枚および集水柵蓋3箇所の上を車両が通るたびに蓋がばたつき、騒音が生じていることを確認しました。</p> <p>6月22日に消音対策として、側溝は蓋と受枠の間に消音ゴムを敷き、集水柵については側溝と同様に消音ゴムを敷き、さらに溶接を行い固定しました。</p> <p>6月24日に現地で立会いを行い、消音工事の効果を確認いただき、対応を終了いたしました。</p> <p>今後も、村道を安心して利用していただくために、安全対策を関係機関や地域の方々との協議してまいりますので、よろしくお願い致します。</p>	都市整備課

番号	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
6	6/13	防災無線の情報共有化	<p>防災無線から流れる情報が聞きとれなかったりした場合に、電話からの音声情報やインターネットから直近の防災無線情報が取り出せると便利です。</p> <p>防災無線の情報を100%無線の端末で伝えるのは無理ですので、同じ情報を他のチャネルから取り出せる様なことが大切ではないでしょうか。</p> <p>そのことにより、より多くの人に（例えば耳の不自由な人等）情報を伝えることができると思います。</p>	<p>東海村では、防災行政無線により災害発生時等の非常通信や、行方不明者発生時等の随時通信、行事等の定時通信の3つに分類し、村民の皆様には行政情報をお伝えしているところでございます。</p> <p>放送を聞きそびれてしまった場合などに、再度電話で聞くことができれば利便性が高まると考え、テレホンサービスで最近の放送内容を提供しております。毎月2回発行している広報とうかひの「いんふおめーしょん」の欄に「防災行政無線放送を電話で聞くには無料テレホンサービス 0120-42-4848」と記載しておりますので、ぜひ御活用ください。</p> <p>また、公式ホームページには防災行政無線でお伝えしている情報をより詳しく掲載しておりますので、ご覧いただけると幸いです。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり、同じ情報を他の伝達手段で繰り返しお伝えすることで、より多くの方に受け取っていただけることができることから、FacebookやTwitterなどさまざまな手段を用いて情報発信に努めているところでございます。</p> <p>なお、耳の不自由な方を対象に、ファックス機能付き戸別受信機を無償で貸与しております。</p>	防災原子力安全課
7	6/13	道路の段差をバリア対策	<p>村内には、小生のように高齢（70才以上）の方が多くなって参りました。</p> <p>足元がだんだん頼りなくなり、頭では判っているのですが、時折り段差に、つまづいたり、“オットウ”と口にすることが多くなってきました。</p> <p>特に夕方の薄暗くなりかけた時から、真夜中に心配事に頭を痛めております。</p> <p>又、近所のおじいちゃん、おばあちゃんの散歩では、はたで見えても心配となります。お金がたくさん掛かることは、重々承知致しておりますが、何卒段差の無い道路改修を進めて戴きたく、お願いする次第です。</p>	<p>本村の総人口は、昭和30年の衆議以降、原子力研究所開発施設の立地や住宅団地の分譲などに伴い、増加傾向を維持してきました。しかし、今後、本格的な人口減少・高齢化時代を向かえるなか、平成24年に初めて減少に転じ、さらに、平成17年には老年人口の数が年少人口の数を上回るなど、人口の構成にも変化が生じてきております。</p> <p>このような背景のなか、誰もが安全で安心して道路を利用していただくために、高齢者や障害者はもちろん、歩行者の誰もが安心してスムーズに移動できるよう、歩道の傾斜や段差の解消など、バリアフリー化に取り組んでいるところでございます。具体的には、かえで通りや原電通りの段差解消などの工事を実施しており、平成29年度からは東海駅西口の駅西広場再編や駅西大通りの自転車レーンの設置などユニバーサルデザインに配慮した整備を計画しております。</p> <p>また、生活道路の安全確保につきましては、職員のパトロールや自治会・住民の皆さまからの要望などにより、緊急性の高い箇所について随時補修している状況でございます。今後も行政と地域の皆さまが一体となりながら、安心して道路を利用していただけるよう安全確保に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。</p>	都市整備課
8	6/14	原発災害時緊急避難時東海スマートインター大型車通行可能へ	<p>私の意見は、原発再稼働の条件は、万が一の災害時緊急避難経路が確保できた場合になる。東海スマートインターは、上下線侵入入口は普通車のみ通行可能となっておりますが、なぜなのか？</p> <p>下り線入口側の侵入道路が那珂市側の土地にかかっていると聞いたが、那珂市としては那珂インターがあるため乗り気でないとも聞いた。</p> <p>原発災害時緊急避難するにあたり、東海スマートインターは、大型バスも通行が可能にならないければ、原発再稼働は認める訳にはいかない。那珂市に頼らず、国に上り入口側から下り線に大型バスが通行可能な横断道路をかけてもらえる様働きかけることで。それが出来ないのであれば原発再稼働はあきらめてください。</p>	<p>現在、東海スマートインターチェンジの上り下り方面のアクセス道路は、道路幅員が狭小であることから、普通車以下の車両（ETC登載）の利用に限定されております。特に下り方面については、大型車の利用を可能にするには、アクセス道路・橋梁の拡幅やルートの変更などに関し、いずれも多額の事業費確保や技術的課題、渉外業務への対応が必要とされるところでございます。</p> <p>一方、上り方面については、ご懸念の原子力災害時における大型車両の通行に関し、現在村が策定作業を進める「東海村広域避難計画」の中で、石神地区や舟石川・船場地区などの皆様の避難経路の設定を行っていることから、東海スマートインターチェンジで大型車両の通行を可能とするよう、茨城県や東日本高速道路のほか関係機関などとの協議を進めております。</p>	防災原子力安全課

番号	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
9	6/15	国道6号線片側2車線化について	<p>いつも二軒茶屋附近の交通渋滞を経験している者です。</p> <p>この場所ではひたちなか市と日立市との間にはさまれ、ここだけが片側一車線で朝夕のラッシュアワー時間帯では長い渋滞が毎日続いております。ここは、原研通りからの交差点でもあり、災害避難時にも重要な通路でもあります。避難の際にはスピードさも必要とされるなか、現状ではすばやく避難できるどころではありません。まして、笠松の陸上競技場がありますが、その施設の利用のさまたげにもなっていると思います。東京オリンピックを控えその練習場にも活用できれば県の経済効果も高まるのではないかと思います。今の所なら道路沿いの用地確保にはそんなに難しい環境ではないように思います。又6号線沿いには日立からひたちなかにかけて「みちの駅」なるものがなくトイレ休憩をする場所がなく、主要道路としての6号線のサービスがゆき届いてないと感じられます。東海村として、経済活性化のためにも、できるだけ早く国道6号線の複線化に取り組み、地域住民にも活性化が理解されますようご尽力くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>国道6号は、東京都と宮城県仙台市を結んでいる国土交通省が直轄事業主の広域幹線道路であり、茨城県内の関係市町村にとって非常に重要な路線でございます。</p> <p>しかしながら、本村を含む日立都市圏（北茨城市・高萩市・日立市・東海村）では、久慈川に架かる榑橋の前後区間を除いては、その大部分が2車線であることから、各所で慢性的な交通渋滞を招いている状況でございます。御指摘のとおり、本村の区間内でも交通渋滞による日常生活や地域経済活動に大きな影響を及ぼしております。</p> <p>このようなことから、本村単独ではなく、日立市・常陸太田市・本村の2市1村からなる「日立都市圏幹線道路整備促進期成会」や国道6号の機能強化や整備促進に特化した、日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・本村の4市1村からなる「茨城県北国道6号整備促進期成会」、茨城県内の国道6号沿道自治体の16市1町1村で構成する「茨城県国道6号整備促進協議会」の3団体各々において、事業主体である『国土交通省（本省）・国土交通省関東地方整備局（さいたま新都心）・国土交通省常陸河川国道事務所（水戸市）』や財源確保のために『財務省（本省）』、地元選出の国会議員、茨城県へ積極的かつ直接的に事業実施に向けた要望活動を行っているところでございますが、事業化に至っていない状況です。</p> <p>今後も、国道6号の4車線化につきましては、広域的な観点や経済・産業・観光・防災等の視点からも、非常に重要な広域幹線道路でありますので、関係市町村と連携をさらに強化し、継続して国や県、地元選出の国会議員への要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>	都市整備課
10	6/16	公営駐車場の必要がある	<p>①公営の駐車場があるといいと思います。いつもイオン東海店の駐車場は、駅の利用者の車でいっぱいです。でも、私は西側駅前開発を計画していることも知っています。駐車場を開発…。むすかしいですが、やれないでしょうか。</p> <p>村外から来る人たちも安心して、駐車できると思うのですが、もちろん、有料です。土地は、直ぐに無くなってしまいます。空いているうちに手を打った方がいいと思います。もし、この様な計画を考えているのでしたら、失礼しました。</p> <p>②教育に力を注いで欲しいと思います。1人の子が自分の能力を伸ばせるような教育内容にして欲しいです。保育園から中学校まで。変な道徳教科書は使わないでください。つめこみでない教育を！！落ちこぼれを1人も出さない教育を！！</p>	<p>①公営の駐車場について</p> <p>東海駅周辺における公営駐車場の整備については、多くの村民の皆さまからご要望をいただいております。</p> <p>そのような中、バス路線廃止に伴うバス停留所跡地の有効的な利活用として、以前からの課題であった東海駅周辺の公営駐車場整備に向け、平成20年度から平成21年度には、役場内の関係部署による検討委員会において、近隣市町村の設置状況調査や東海駅周辺の現地調査等の実施や協議検討を重ねてまいりました。その結果、平成23年度に東海駅西口（駅西駅前広場）のバス停留所跡地を活用した10台程度の公営有料駐車場を整備したところでございます。</p> <p>当時の検討委員会での調査検討の中では、東海駅周辺においては、日貸や月極駐車場は充分確保されている一方で、一時的な利用にかかる駐車場がない状況であるということ、特に朝夕の通勤通学時等の送迎車両による混雑が、道路交通の安全性・快適性を著しく低下させていることについて課題であると挙げられました。このようなことを踏まえ、「送迎者の駐車スペース」「JR等の短期利用者の駐車場」「ステーションギャラリー等利用者の駐車場」の確保を狙いとして公営の有料駐車場整備を実施したところでございます。</p> <p>駐車場整備に関しましては、秩序ある駐車状況を創出し、周辺の安全性確保や地域の魅力を高めること、また観光客等が安心して来村できる環境づくりという面において、重要な役割を果たすと考えており、その必要性も十分に認識しておりますが、東海駅周辺につきましては、区画整理事業地内であり、村で一団の用地を確保することは難しい状況にあると考えております。</p> <p>今後は、民間の時間貸パーキングや既存の公営駐車場の利用状況や需要等の動向をみながら、東海駅周辺に限らず新規整備の必要性について検討していきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>	区画整理課 指導室

番号	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
				<p>②教育について</p> <p>本村では、子どもたち一人ひとりがキラリ輝く学校づくりを目指して、生きる力を育む教育を推進しております。いわゆる落ちこぼれを出さないよう、すべての児童生徒に学習保障ができるように取り組んでおります。また、幼稚園、保育所と小学校との連携、小学校と中学校との連携がスムーズになるように、教職員合同での研修や子ども1人1人に関する情報交換などにより配慮しております。</p> <p>小・中学校における道徳の授業では、文部科学省から出されている「私たちの道徳」という資料を中心に授業を行っており、必要に応じてその他の有効な読み物資料等により道徳的な心情を育むようにしております。</p> <p>発達の段階に合わせた子どもたち一人ひとりの学びを大切にしながら、今後も教育の充実を図って参ります。</p>	
11	6/20	アイヴィル活用	<p>アイヴィルの活用についての提案です。</p> <p>「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」をご存知でしょうか。</p> <p>真っ暗闇のソーシャルエンターテイメント、視覚以外の様々な感覚の可能性と心地よさ、コミュニケーションの大切さに気付く装置です。東京外苑を会場に行われており、そこでは全盲の方が、暗闇内の案内役となって活躍します。見える世界では面倒を見てもらうことの多い視覚障害者ですが、暗闇では請願者をリードするという逆転現象が起こります。その体験を校外学習などで小学生の頃にすることによって、みな対等だと感じ差別やいじめのない社会に近づくのではないかと思います。それは一方では、全盲の方の働く場の拡大にもなります。</p> <p>国内では、佐賀県のように、ふるさと納税の仕組みを使い取り組んでいる県もあります。</p> <p>私は県立特別支援学校の教員をしており、常々、障害のあるなしでの差別のない社会、また障害のあるものもそれぞれのもつ力を発揮して活躍できる社会であってほしいと願っています。</p> <p>どうかご一考をお願いしたいと思い、失礼ながらメールさせていただきました。</p>	ご提案を参考とさせていただきます。	まちづくり推進課
12	6/20	ラジオ・コントロール飛行機	毎週末の朝7時くらいに、中丸コミセンの辺りでラジコン飛行機で遊んでいる人がいます。甲高い音で耳障りです。何とかありませんか。	<p>【担当課対応】</p> <p>当該地は調整区域であり、国土交通省が定める無人航空機の飛行禁止区域には当たらず、また、騒音規制法にも該当しない。さらに、当該事案は個人の趣味の範疇であり、法的根拠もないことから行政指導はできないことを家人に話し、了承をいただいた。</p> <p>なお、提案者以外の近隣居住者も同様に感じているのであれば、自治会に相談してみてもどうかと提案し、同じく了承をいただいた。</p>	環境政策課

番号	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
13	6/20	1.スーパー「カスミ」への右折進入について 2.新川の整備について	<p>①スーパー「カスミ」への右折進入について 役場南側にある「カスミ」へ、原研道路から右折する場合、後続車両が直進不可となり渋滞が発生します。また、接触事故の発生もあると思います。できることなら、手前の信号を役場方向に右折し、店の北側から駐車場に入るか、原研道路に右折レーンを設ける等の対応ができないでしょうか。</p> <p>②新川の整備について 新川には晩秋に「鮭」が遡上します。初夏にはウナギも遡上し、雨の降った翌日には、夜釣りやウナギ釣りをしている人もいます。また、カワセミも生息し、新川南側の水田（行政区域はひたちなか市）には「蛭」も顔を出してくれますし、貴重な「東京サンショウ魚」生息しています。この素晴らしい環境を維持するために、新川の護岸及び川底などに堆積した土砂の除去などの対応をお願いします。 現在の新川は、両岸のコンクリート護岸に土砂が堆積し、植物が繁茂しております。また、所々に島のような状況が見受けられます。川の中央にも所狭しと水生植物が群生しております。これも1つの自然景観ととらえることもできますが、あまりにもひどいかなと思います。このような現象は、以前に起きた堤防の決壊以降に多く発生したものの思われます。堤防の結果で土砂が下流に運ばれ、島ができ、また川底に堆積した土砂が生成植物の温床になっていると感じます。 大雨が降れば全てが流されて元に戻るかもしれませんが、是非一度現場を確認されてはいかがでしょうか。 村役場で直接できることはないと思いますが、しかるべき機関への働き方を御検討いただければ幸いです。</p>	<p>① スーパー「カスミ」への右折進入について 原研通りの東海村役場入口交差点（以下「交差点」と略します。）を過ぎてすぐ右折してカスミに入る車が、対向車待ちのため右折できず、後続の車の進行を妨げている事例があることは承知しております。 この件について、原研通りにカスミ進入用の右折レーンを設置することが可能かどうかをひたちなか警察署と協議しましたが、カスミ進入用の右折レーンを設置すると、カスミ右折車と対向の交差点右折車が交錯し事故の危険が高まることから難しいとの回答でした。 一方、ご提案いただいた「交差点を役場方向に右折し店の北側から駐車場に入る」方法については、誘導看板や呼びかけを行うことで対応可能と考えられますので、カスミ側と進入方法等について協議を行ってまいります。 村としましては道路利用者の安全を確保する観点から対応を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>② 新川の整備について 平成28年度から平成31年度までの4年間にかけて、動燃駈上り線から足崎水門の区間（総延長2,955m）の護岸改修工事を実施することといたしました。 今年度は、川底に堆積した土砂の撤去工事と堤体の補強工事を8月上旬から行います。工事が完成するまでの間は、工事車両等が周辺を往来することになります。 登下校時の児童や住民の皆様への安全に配慮し工事を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 【今後の予定】 土砂撤去工：平成28年8月1日から平成28年9月15日 堤体補強工：平成28年9月20日から平成29年4月30日</p>	<p>①都市整備課 ②農業政策課</p>

審 査 加 日	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
14	6/24	東海村広域避難計画案と要支援者について	<p>東海村広域避難計画案の情報に関して、原子力安全対策懇談会を傍聴、意見交換会に出席し、さらにCキューブ会員の立場で、6月23、24日、NHKの取材に応じました。課題山積の中、特に要配慮者の中に要支援者に関して、多くの住民がその実態、現状について十分に理解されていないことが分かりました。</p> <p>ここに、要支援者について、経緯と実態をまとめましたので、適切な回答及び措置をお願いいたします。</p> <p>(1) H23.4スタートした第5次総合計画の中に「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン」があり、想定災害について、原子力災害（自然災害との複合災害も含む）は、別途、検討する。</p> <p>(2) 「地域防災計画」の中の災援プラン（災害時要援護者避難計画支援計画H24.2）において“安心サポーター”が示された。対象災害は、風水害、地震、原子力災害などのすべてとあり、役割は、・要援護者への避難勧告等の伝達及び避難所までの避難誘導・災害リーダーの指示による要援護者に対する安否確認、とある。その後、「搬送」が追加されたが、H26.9同計画（案）では、・避難勧告等情報の要支援者への伝達、・要支援者の安否確認と避難支援（避難誘導、避難所への付き添い、搬送等）、・災援リーダーへの避難状況報告、と修正された。</p> <p>・推進プラン及び災援プランの対象災害に違いがあるのは何故でしょうか？ （当初、推進プラン説明を受けた立場から、多くの住民が“原子力災害は別”と理解しており、その区別ができていません）</p> <p>・安心サポーターへ支援内容の変更についての説明なし。</p> <p>(3) 広域避難計画では、要支援者の避難行動（H27.11の骨子案及びH28.5の計画（案））は、「安心サポーターが一時的集合場所へ搬送する。その後、バス等で避難する」とある。</p> <p>・搬送手段の方法を示して欲しい。</p> <p>・“安心サポーター”の行動は、夜間と記載されているが、昼間は？</p> <p>・舟石川一区の場合、要支援者32名のところ、実質安心サポーターは38名であり、指名なし、または重複している例が多いのが実態である。</p> <p>(4) 要支援者の確認は、高齢者の家族、健康状況調査の結果、及び“同意書”の提示等の判断基準があり、簡単に言えば「独居、身体不自由、集合場所までの移動が困難等」のみが該当であることが理解されていない。</p>	<p>本村では、平成25年3月に改訂した「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン」（3ページ）に記載したとおり、「原子力災害（自然災害との複合災害も含む）」に対する『避難計画』など防災対策については、国等の動向を踏まえ、別途、検討を行うこととします。」としており、国の定めた「原子力災害対策指針」や「東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に基づき、現在「東海村広域避難計画」の策定作業を進めているところです。</p> <p>また、平成26年10月に全面的に改訂した「東海村避難行動要支援者避難支援全体計画」（災援プラン）（1ページ）に記載したとおり、「災援プランは、東海村地域防災計画に規定されている避難行動要支援者避難支援対策に関する事項を具体化したものであり、災害の種類を問わず、（中略）関係者の動きや準備について規定したものである」としてあります。このため、地震・津波等の自然災害が発生した際の初動対応においては、安心サポーターの皆さんには、避難行動要支援者の可能な範囲での避難行動支援をお願いしたいと考えています。従って、自然災害が原子力災害に進展してしまった場合であっても、自然災害の時点においては、安心サポーターの皆さんに期待したいところには変わりなく、原子力災害となった時点で当該支援は本村職員等に引き継がれることとなります。</p> <p>一方、単独で事故等が起きて原子力災害が発生した場合の避難行動要支援者の支援については、安心サポーターの皆さんの役割ではなく、初めから本村職員等がその支援を担うこととなります。自然災害・原子力災害別の安心サポーターの皆さんの行動例を以下のとおり示しましたので、御参照ください。</p> <p><安心サポーターの災害別行動例></p> <p>上記については、御指摘のとおり説明が不十分なことから、今後機会を捉えてあらためて安心サポーターや関係者にお伝えしていきたいと考えています。</p> <p>なお、避難行動要支援者の搬送手段については、安心サポーターの研修会や自主防災組織の防災訓練などでお示しのとおり、日常使用している車いすや、毛布を活用した簡易担架、自主防災組織等で購入したリヤカー、安心サポーターの自家用車、村の公用車など、状況に応じた活用を想定しています。</p> <p>また、広域避難計画（案）に記載した安心サポーターの行動は、一例として提示したものですので、昼間・夜間等の時間帯にこだわらず、避難行動要支援者の状態（在宅、出先、周囲に入っている・いないなど）に応じて、適切な行動をお願いしたいと考えています。</p> <p>最後に、安心サポーターの担い手不足や避難行動要支援者の登録基準の厳密な遵守など、御指摘の点ですが、本村としても重々理解しているものの、御承知のとおり、災害時における助け合いは決して強制できるものではなく、また画一的に対応できるものでもないことから、計画の策定作業や災援プランの推進の中で、引き続き考慮しつつ整理していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>【担当課対応】 提案者、防災原子力安全課、介護福祉課とで意見交換会を実施した。【9/2（金）】</p>	防災原子力安全課
15	7/5	守秘義務について	<p>村の職員に相談をしたのち、職員がその相談者の利害関係者に「こういう人が来てこんな相談をされました。」という情報を漏らすことは守秘義務上問題無いのでしょうか。</p> <p>知り合いがそういうことに遭遇したので村の職員に対してどのような教育をされているのか知りたい。</p>	<p>今回の職員の言動が不信感を招いてしまいましたことに対しましてお詫び申し上げます。</p> <p>地方公務員法第34条に規定する秘密を守る義務（守秘義務）につきまして、村では、職員研修の機会においてその徹底を教育しておりますが、今一度その重要性を認識させるため、全職員に対して指導・教育を行います。</p>	人事課

番号	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
16	7/5	交付金の減額基準について	村から自治会への交付金が支給されていると思いますが、予定した交付金の増額や減額ということがあるのでしょうか。あるとすればどのようなときでしょうか。その減額の基準などあるのでしょうか。担当者の気持ち次第で変わることはないのでしょうか。	<p>【担当課対応】</p> <p>平成28年7月6日提案者へ直接電話連絡し、以下の内容で回答した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の交付金の限度額は4つの基準の積み上げで算定しており、その基準にある要素のうち世帯数、集会所の有無、班数に変動があれば限度額が減ることはある。また、交付金自体の予算が減れば、その分が30自治会で減額となる可能性もあると回答。 提案者より、南台区自治会において、下水道施設供託金として集めた資金があり、そのような形で自治会が多額の資金を有している場合において、交付金が減額されることはあるのかとの質問があった。 現行の制度においては、繰越金等の額によって交付金の額が減るということはないが、今後自治会への補助制度を見直していく中で、30自治会の会計の状況を鑑み、均等割額の減額、補助率の設定、充当科目の制限等が、新たな制度に変わった際に実行される可能性はある。各自治会の会計状況、特に蓄財の部分が、見直し中での一つの要素になると思うが、各自治会で蓄財するに至った経緯も様々あるので、その辺りの経緯等を考慮しながら見直しが行われていくものと思うと回答。 提案者から了解したとの返答を得た。 	自治推進課
17	8/23	公園前のラジオ体操	私の住んでいるアパートの前の公園で朝6:30からラジオ体操が行われているのですが、夜遅くまで就労しており、寝不足になり業務に差支えが出て困っております。朝7:30にすらすら等お願いできないのでしょうか？ 追伸。スマートフォン等のラジオ等でイヤホンをつけてやればいいのですが、いまだ拡声器を使ってやるというのは時代遅れだと思います。	<p>駅西第2児童公園において、早朝行われておりますラジオ体操は、夏休み中の小学生を対象に8月23日から26日までの4日間、地域の子ども会主催で行われているものです。</p> <p>子ども会には、ラジオの音量や公園内の場所、拡声器の向きに配慮するようお願いしたところですが、地域の子どもたちのための事業となりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。</p>	生涯学習課
18	9/6	消防団の組織等に関する規則の改正	茨城県全域は、消防組織法第18条第3項が適用されています。したがって、規則第18条第2項中の「団長の許可」を「消防長または消防署長の命令」に改正されたい。	<p>今回のご意見を踏まえ、調査を進めたところ、消防組織法第18条第3項中、「消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、……」の規定でいう“所轄”とは、監督または管理と異なって、その機関の独立性が強く、行政機構上、一応その下に属するという意味として捉えられるもので、指揮命令でいえば、消防長または消防署長が逐一具体的に命令を出すのではなく、消防団長または消防団の指揮者への命令の下、消防団幹部が部下の消防団員に対して直接指揮命令することになるものと解釈されるとの考えに至りました。</p> <p>従って、同法と本村規則（東海村消防団の組織等に関する規則）とを照らし合わせた場合、必ずしも適切に規定されているとは考え難いため、今後、同規則改正の手続きを取ることにします。</p>	防災原子力安全課
19	9/12	自治体の相続税の権利の割合（平成5年の頃）	相続税の賃借問題と自治体の件についてお尋ね致します。貸主が6部（60%）の権利で借りている方は4部（40%）でこれが東海村の自治体で定めているので私の相続税の時後から差額分を関東甲信越国税局から時過ぎてから請求されましたので現在はそのようになっているのかお尋ね致します。もしその様になっていたら直して頂きたい。	<p>【担当課対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続税及び借地権割合は国税の範疇であることを説明した。 制度上のことについては、国税局（太田税務署）への相談を案内した。 	税務課
20	9/12	白方小学校跡地公園整備について	白方小学校跡地についてですが、雑草でとても使えるよう状況にありません。また、雨の影響か土手も削れているところがあります。せっかくの公園も子ども達が遊べる状況にありません。ぜひ整備をお願いします。また、整備の計画があれば教えてください。	<p>9月13日に現地を確認したところ、ご指摘のとおり雑草が繁茂している状態でした。</p> <p>管理が行き届かず、誠に申し訳ございません。維持管理委託業者に対し、早急に除草するよう指示しましたので、今少しお待ち願います。</p> <p>整備（維持管理）の計画についてのお問合せですが、今年度においては、除草を年4回行うほか、樹木剪定、園内清掃等の業務を造園業者に委託しております。除草回数については、以前よりも増やしておりますが、それでも今回のように管理が行き届かない状況です。来年度以降、さらに回数が増やせるよう努めてまいります。</p> <p>今後もお気づきのことがありましたら、お知らせいただけると幸いです。よろしくお願いたします。</p>	都市整備課

番号	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
21	10/28	不在隣家からの落ち葉対応について	隣家からの枯れ葉で雨樋が詰まってしまい困っています。隣家は居住者がなく、地主さんも不明の為、剪定などの対応をお願いすることもできません。現状、枯れ葉の処理は自分で行ってはおりますが、当方も年齢を重ねるにつれ、脚立を使った雨樋の清掃などの高所作業に不安を感じるようになってきました。善処戴きたい。	【担当課対応】 空家状況の確認を行った後、提案者には、電話にて、管理者である不動産業者に除草及び伐採の管理を徹底するよう伝える旨を説明しました。	都市整備課
22	10/31	白方小あと地公園の赤ランプ	金曜日の夕方から日曜日18時（現在）まで、白方小あと地公園内の電光掲示板付きポンプ装置の赤ランプが点灯しており、広場の水も全くはけていない。対応してくれる職員がいないのだが、役場には連絡がないのか。 また、南側フェンスにある門の緊急時の開門のカギを民間に任せられないと判断したようですが、緊急対応が難しいのなら民間や個人に任せても良いのではないのでしょうか？ 万が一災害のこと考えると、このような対応では不安になります。	白方小あと地公園調整池は、東部排水路の水位が上昇し一定レベルを超えた場合、調整池に流入する仕組みとなっており、流入後はポンプを利用し強制的に排水しております。 10月28日（金）～31日（月）、調整池に流入した水が溜まったままになっていた事象につきましては、水を排水するポンプの電源系統のトラブルにより、排水されなかったことが原因でした。 今後は、このようなトラブルが生じた際、さらに調整池に水が流入した場合には、通報が役場に届くように通報システムを改善し、すぐに対処できる体制を構築してまいります。 また、白方小あと地公園南側のフェンスの門は、ポンプを搬出及びメンテナンスのみ使用する門となっているため、通常、出入り口としては使用していません。御理解いただきますようお願いいたします。 （追記）H29年11月に役場内における緊急連絡網の整備を行い、調整池に水が流入した場合、保守点検業者及び役場へ通報されるようシステムを改善いたしました。今後は速やかに対処してまいります。	下水道課
23	11/2	猫被害	猫が自宅の庭に来て糞をしていき、とても迷惑です。猫の放し飼いを禁止していただけないでしょうか。犬の放し飼いは禁止だと思いますが、猫だけが特権のように禁止されないのは明らかにおかしいと思います。	猫については、犬の場合と異なり、登録制度や係留の義務がなく、また、飼い猫が野良猫かの判断が困難なことから、保健所を含め、公的機関による捕獲等ができません。 このため、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の規定により、「猫の所有者は、疫病の予防及び不慮の事故の防止等猫の健康及び安全の保持並びにふん尿の放置の防止等周辺の生活環境の保全のため、その所有する猫の屋内での飼養に努めなければならない」とされております。 村としてもその周知に努めているところでございますが、今回の御指摘も踏まえ、今後も引き続き、県等関係機関と連携しながら、猫の適切な管理に向けた周知・啓発を図ってまいります。	環境政策課
24	11/4	東海村学童クラブについて	現在、小学3年生と年長（新1年生）の子どもがいます。新1年生の学童の受け入れに制限があると知り、驚きました。低学年である程、学童保育は必要です。新6年生は続けられるのに新1年生は入れないというのは論理的に通っていないと私は信じます。他の自治体では学童は3年生までのところが多いと聞きました。その規定にはそれなりの理由があるのではないのでしょうか。 学童の新1年生受入数について見直しを求めます。	東海村学童クラブのうち、白方・中丸・舟石川の3学童クラブにおいては、利用者が年々増加し、これまで定員を超過した受け入れを行ってまいりました。しかしながら、建物の面積上、定員を超える受け入れに限界が生じ、やむを得ず受入人数の制限をせざるを得ない状況となりました。 また、対象学年については、厚生労働省が策定した「放課後児童クラブ運営指針」の適用により、平成27年4月1日から小学校6年生までに拡大されました。本村では既に6年生までの受け入れを実施しており、今後、他市町村においても6年生までの受け入れを行うこととなりますので、学年を1年生から3年生までに限定することは難しい状況です。 以上のことから、平成29年度の新規入所児童の受入人数については、当該3学童クラブにおいて制限をするものの、他学区で入所児童数に余裕がある学童クラブに一定の人数分を確保し、可能な限り受入人数を増やせるよう努めてまいります。	子育て支援課
25	11/4	業務処理にかかる日数	区画整理課へ9月8日に仮換地変更願を提出しています。担当者へ電話でいつごろになるか問い合わせたのですが、コンサルタント会社へ外部委託しているのだから・・・いつになるかわかりませんとのことでした。見通しすら立たない外部委託というのはあるのでしょうか。	提案者からの仮換地変更願の対応には、借地権の過去の記録を調べる必要がありました。当該仮換地の地権者は既に亡くなっており、20年以上前の案件になるため、資料の確認や、委託先のコンサルタント会社との同資料の内容の調整に時間を要しました。通常は、このような作業が必要になることはありません。提案者には特殊な案件で時間を要したことをご理解していただきました。 なお、11月7日に資料が完成し、同8日に提案者にお渡しいたしました。	区画整理課

番号	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
26	11/14	子供たちの遊び場について	小学生だけで行ける遊び場（球技やスケボー等ができる）が自宅の近くにありません。ゲートボール場の数と同じくらい小学生低学年（学校の決まり：家の周りのみ遊びに行ける）でも遊べる場所をたくさん作って欲しい。 近所で球技・スケボーなどをやると注意されるので、やる場所がないと子供が言っています。在校生であれば、誰でもいつでも小学校を使えるなどのルールを作るのも良いと思う。（その場合、低学年が近所以外に遊びに行けないルールが問題）子供のストレス発散およびゲームの時間減少などにも良い影響がでると思います。	①提案者がお住まいの中央土地区画整理事業区域においては公園を5ヶ所整備する計画であり、区画整理事業の進捗に合わせて今後整備してまいります。 ②学校校庭については学童保育やスポーツ少年団、時期によっては子ども会等にも開放しているところであり、自由にお使いいただいております。 今後、教育委員会としては、土日に、保護者と児童が、学校校庭を利用して一緒に様々な遊びができるよう、学校を通じ声かけをしていくような環境づくりを進めてまいります。	①都市整備課 ②学校教育課
27	11/16	村立東海病院の会計にクレジット決済も検討して欲しい。	今や調剤薬局でさえカード決済ができるのに関わらず、なぜ東海病院ではクレジットカードが使えないのだろうか。 治療費・入院費は高額になることもしばしばあり、入院時には、保証金5万円を用意しなくてはならないので不便である。 退院日も大金を家族に頼んで用意する必要があり、面倒で仕方がない。真剣に検討して欲しい。	村立東海病院でのクレジットカード決済については、何度か検討してまいりましたが、次の理由で導入には至らなかった経緯がございます。 村立東海病院は、全国的に見ると規模の小さな病院であり、健全な運営のためには、経費の抑制が必要となります。クレジットカード決済を導入する場合、導入や維持に係る経費、クレジット会社への手数料等が必要となり、現状では、費用に対する効果が見込めない状況です。 また、カード決済を導入して欲しいという患者様からの御要望も、現段階では高まっております。これらの理由により、村立東海病院へのクレジットカード決済の導入は、今のところ難しい状況です。 今回の御要望には現時点ではお応えできませんが、村立東海病院では、今後も様々な観点から患者様へのサービス向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。	福祉保険課
28	11/21	区画整理事業について	駅東に住んで46年になります。当初、まちづくり委員に参加しました。まだ一部の整地が残っているようですが、なぜ、長期間完結しないのか理解できません。土地の本換地が終わらず、歳をとるばかりで次世代への引き継ぎも心配です。役場担当者に伺った際には29年度中には全ての本換地が完了することでしたが間違いなく完了するのでしょうか。駅西口の玄関口も東海村のイメージを最大限に悪くしています。住民の納得のいく説得が得られないのでしょうか。国体も開催されるため、駅前を広くきれいに安全に迎えたいものです。 駅西地区は東海村で最初に区画整理が始まった区域です。区画整理が先へ先へと幅広く行われているように見受けられますが、まず、最初の案件から見直して早急に対策していただきたくお願いを申し上げます。	駅東の土地区画整理事業において、1件の整地が残っていましたが、今年度中にはすべての移転・工事が完了する予定です。来年度以降は換地計画を作成し換地処分を行い本換地となります。これらの作業に通常は2年から3年ほどかかる工程ですが、できるだけ前倒しで行い平成30年度を目標に本換地（換地処分）を行えるように鋭意努力してまいります。 また、駅西口につきましても、昭和48年の決定当時から40年以上が経過し、東海駅西駅前広場を取り巻く様々な環境の変化があることから、旧計画を見直し、地域交通の利便性と地域の安全性の向上及び地域の活性化に寄与するため、国体開催を鑑み、来年度より駅前の再整備を計画しております。 駅西地区はもとより、駅東、駅西第二、中央地区ともに1日も早い事業終結を目指しておりますので、御理解・御協力をお願いします。	区画整理課
29	11/25	全国規模の東海音頭「のど自慢大会の開催」について	東海村にはご当地ソング「東海音頭」があることを同窓会で話したら、複数の人から人口20〜30万都市でも我が市にはなく羨ましいと言われました。 改めて東海音頭の歌詞をよく読むと村内の特産・観光・名所などをうまく表現されていることを再認識しました。 そこで、東海音頭の「のど自慢大会」を定期的（例えば村内毎年、全国大会4年に1度など）に開催することを提案いたします。 村民の皆さんも私と同様、東海音頭で村内の自慢できる名所・特産物を再確認することもできるとともに日本全国に東海村のPRにも大変役立つと思います。	御承知のとおり、東海音頭は村発足25周年を記念して昭和55年に作成されたもので、36年経過した現在においても、東海まつりをはじめ、小中学校での運動会や地域のお祭りなど、子どもから大人まで広く普及し、村民に親しまれている歌と踊りであり、東海音頭「のど自慢」大会を開催して東海村を全国にPRするという御提案でございますが、とても頼もしく嬉しい御提案と受け止めております。 村では、現在、村外への積極的な情報発信に努めているところではありますが、ご提案につきましてはPRのひとつのアイディアとして今後の検討課題とさせていただきます。 なお、地域や学校において東海音頭の普及活動に取り組んでいる団体として「東海音頭保存会」がございますので、お伝えしてまいりたいと存じます。	生涯学習課

番号	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
30	12/26	「もみじ通り」の落ち葉について	<p>県信前から舟石川小学校前船場へと続く「もみじ通り」の街路樹の落葉で数年来困っております。「もみじ通り」は、名称のとおり「もみじ」の木が道の両側に10mぐらゐの間隔で植えられています。31年前の「もみじ」は、幼木で問題なかったのですが、ここ数年は木も一段と大きくなり落ち葉も大量になりました。</p> <p>数年来落葉の時期になると歩道上や駐車場に散乱し堆積した「もみじ」の落ち葉を毎日掃いて清掃しています。多いときには45ℓのポリゴミ袋2～3杯になることもあります。落ち葉の多い11月中旬から12月は日も短くなり、落ち葉清掃をする午後5時半ごろはあたりは真っ暗で、掃除する時は危険な目にも遭います。</p> <p>現状はこのような状態ですが、「もみじ通り」と銘打って行政の施策として街路樹が設けられている以上、なかなか対策は困難だと考えています。</p> <p>例年見ていると夏の時期に造園業者がこの街路樹の「もみじ」の枝打ち剪定をしている様です。できればその際に大きな箒の様に広がった枝振りをできるだけ小さく、こぢんまりとした形に枝打ち・剪定をしていただけるとありがたいと思っています。</p>	<p>日頃から、落ち葉の清掃に御協力いただきありがとうございます。</p> <p>街路樹は、景観向上、生活環境保全、緑陰形成、交通安全および防災など多くの機能を有しており、快適な都市環境には不可欠な要素となっております。</p> <p>しかしながら、御指摘のとおり、船場竹瓦線（もみじ通り）は供用開始から33年経過しており、街路樹も大きくなっており、1月10日に現地を確認したところ、もみじが成長し、枝が大きく広がっている状況を確認いたしました。</p> <p>もみじは、落葉樹なので樹勢が強い木であり、春の芽吹きときから秋の10月頃まで水上げが大変盛んな樹木ですので、来年度は10月下旬から11月中旬にかけて、ダイソー前交差点から東住ビルまでの、170m区間の剪定を実施してまいります。</p>	都市整備課
31	1/16	道路工事の誘導員について	<p>福祉センター絆の近くで最近道路工事で、交通誘導員が誘導せず困ります。</p> <p>スポーツ自転車で車道の坂を30キロで走行中に誘導員が飛び出してきて「自転車は歩道に入れ」と強要してきました。歩道は工事のため狭く、砂利があり、中学生が大勢来るので危険です。車道を走ってきたのを急に止められても、戻らないと歩道への入り口もありませんでした。しかし、その誘導員は「危ない」と言ってききません。</p> <p>車道には、自動車を抜かすスペースが十分にあり、今までも車道を通行しており、誘導員には「気を付けてね」と言われたくらいで、歩道に入れとは強要されませんでした。</p> <p>しかし、その誘導員は執拗に戻って歩道に入るように言うてきました。</p> <p>「全然危なくないです。もし危ないのなら、きちんと誘導してください。」と言うと、対向車が来てる時に出るなんて一言も言っていないのに「危ないだろうよ。そんなに行きたきゃ対向車とぶつかって事故ればいい」と捨て台詞を残して去っていきこうとしました。</p> <p>「道交法に従った誘導をお願いします。自転車が危ないなら原付やバイクだって危ないですよ。」と言いましたが、誘導を放棄して別の車の誘導を始めました。</p> <p>恐らく村道だと思うのですが、村の方から指導できませんでしょうか。道交法違反や危険行為をしたわけでもないのに、自分が気に入らない車両の誘導を拒否するのであれば、他の会社に変えるべきです。</p>	<p>この度は、交通誘導員の対応について御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>本工事にある歩道は自転車歩行者道になっており、自転車による歩道の通行が許可されています。もちろん自転車は車道を通行するのが原則です。また、工事中において交通誘導員は現場の安全な交通整理を行う為に配置されておりますので、御指摘の誘導員はより安全に通行して頂くため歩道を通って欲しいという思いで誘導していたことを確認していますが、適切でない対応があったことをお詫び申し上げます。</p> <p>こうした事例の発生を防止するために、工事請負業者、警備会社を交え安全管理について再度認識を確認したところでございます。</p>	都市整備課
32	1/25	交通安全について	<p>東海駅の線路沿いを通勤しているのですが、朝、高校生が道路いっぱいに広がり登校しており、通行の妨げになっています。大人も学生も「人は右側通行、自転車は左側通行」を守ってもらいたい。安全面を考えて何とかして頂きたい。</p>	<p>御指摘の駅の線路沿い付近につきましては、朝晩登下校する生徒が多いことから、県警と協議し「ゾーン30」として指定され、道路に歩道のラインを引きその部分に色を塗り、車道と区別をし、歩行者の安全を確保しているところであります。しかし、歩行者（高校生）が広がっていて車を避けようとするというご指摘をいただきましたので、早々に実情を確認するとともに、東海高校の生徒指導の先生にも状況を伝え、指導して頂くようお願いしてまいりました。</p> <p>また、東海交番にも登下校時も含め巡回をお願いしてまいりました。</p> <p>今後とも学校や警察と協力しながら事故が起きないように注意喚起してまいりますので、御理解御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	防災原子力安全課

番 加	受付日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課
33	2/8	舟石川近隣公園について	<p>舟石川近隣公園の設備について質問・要望させて戴きます。</p> <p>この公園は、朝早くから多くの方が利用されており、子供達が楽しく遊ぶ姿やご年配の方の健康を気遣って歩いていらっしゃる様子を見ていると地域の憩いの場になっていることに嬉しく思っています。</p> <p>要望の一つ目は、夏場の利用者に東屋の設置をお願いできないでしょうか。この公園は広さの割には日陰が少なく感じております。夢中で遊ぶ子供達、それを見守るお母さんや散歩中のお年寄りの方が休める場所を確保して戴けませんか。</p> <p>二つ目は、舟石川公園線は長い直線道路にも関わらず、途中で横断歩道が全くありません。駅西大通り線と駆上がり動燃線を結んでいるため、車の数も多く、また高速で走り抜ける車が少なくありません。公園に向かうために駆け足で道路を横断する子供達をよく見かけます。烏内線との交差点、駐車場付近など適切な箇所への横断歩道の設置を切望致します（既に検討中と思いますが、宜しくお願い致します）。</p> <p>三つ目は、舟石川公園線の近隣公園側の歩道に駐車している車を見かけることがあります。歩行や自転車の走行を妨げることはないような（物理的な）対策をお願い致します。</p> <p>最後に一つ質問させて戴きます。近隣公園は計画段階で遊具や必要な設備などについて住民にアンケートされたことを記憶しています。妻と子供や孫が利用する場合のことを色々考えました。しかし、その結果の報告はありませんでした。どのような設備やプロセスの説明がなぜなかったのでしょうか。</p> <p>村政の見える化、開かれた村政を引き続きお願い申し上げます。</p>	<p>1 点目の東屋の設置の御要望についてですが、現在の園路や樹木、遊具等の配置は、平成24年12月から翌年11月まで開催した「舟石川近隣公園整備検討委員会」において検討されたものです。東屋の機能は、公園中央部の建屋においてトイレや倉庫と併せた複合施設として整備しております。その他の場所においては、街中の緑を確保することも公園の重要な役割であることから、樹木の成長によって日陰をつくることを意図しておりますので、できる限り樹木による日陰で対応したいと考えておりますが、今後の状況を踏まえて対応したいと考えております。</p> <p>2 点目の舟石川公園線における横断歩道の設置については、舟石川1区自治会からも同様の御要望をいただいております。横断歩道の設置の可否は警察で行いますので、村としては設置を要望してまいります。</p> <p>3 点目の舟石川公園線の歩道の駐車対策についてですが、御指摘のとおり、歩道に駐車することは歩行の妨げになりますので、ボールの設置等により車両が進入できないような措置を講じたいと考えております。</p> <p>4 点目の「住民アンケートの結果報告がなかったのはなぜか」との御質問についてですが、舟石川近隣公園の整備計画に関する住民アンケートは、平成25年の8月から9月にかけて、舟石川1区自治会に所属する20の班（常会）をはじめ、舟石川幼稚園や舟石川保育所に通園する児童の保護者など計645世帯を対象に実施し、多くの方に御回答をいただきました。その結果報告の文書は、平成25年11月21日付けで自治会長さん及び班長さんに対し、所属世帯に回覧を回して下さるよう依頼しておりますので、11月末から12月にかけて班内回覧が回ったと思うのですが、結果的には、せっかく御協力いただいたアンケートの結果がわからないままになり、御期待に添えなかった点は申し訳なく存じます。このような事例があったことを今後の参考にさせていただきたいと思っております。</p>	都市整備課
34	3/21	モラル向上について	<p>村民の1人として村役場を利用しております。昔の役場とは大分違って窓口の職員さんの対応等も本当に良くなったと感じております。内部でも対応策等努力されておられることと思いますが、たまたま過日、役場に所用があり午前10時に市民課の通路を通って税務課へ行こうとして事務所内を見ましたところ、ある女性の職員さんが机にすわり飲み物を飲んでいるのをみてしまい「何だろうなあ」と一瞬思いました。正直言って感じは良くありませんでした。悪い芽は小さい内に摘んでいただければ幸いです。爽やかな感じの良い職場は村民の憩いの場にもなり得るものと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。</p>	<p>本村職員の窓口対応について、評価していただいているにも関わらず、今回の職員の実行が、不快感を抱かせてしまいましたことに対しましてお詫び申し上げます。</p> <p>役場窓口は、職員の職場であるとともに、村民の皆様の憩いの場であることから、御意見を真摯に受け止め、村民の皆様が不快に感じるような行動を慎むよう全職員に対して喚起いたします。</p>	人事課